

光地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 2 日

光地区消防組合

管理者 芳 岡 統

光地区消防組合条例第 9 号

光地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

光地区消防組合火災予防条例（昭和 48 年光地区消防組合条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 2 ～第 29 条の 7）」を「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 2 ～第 29 条の 7）」に改める。

第 3 章の 3 林野火災の予防（第 29 条の 8 ～第 29 条の 9）

第 29 条中「火災に関する警報」を「火災に関する警報（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 29 条の 8 光地区消防組合管理者は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、光市、田布施町及び周南市（平成 15 年 4 月 20 日における熊毛町の区域に限る。）の区域内に在る者は、第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 光地区消防組合管理者は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 光地区消防組合管理者は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。